玉島着地型観光商品開発認定事業 令和3年度【応募要領】

文化のかおるまち玉島実行委員会 着地型観光商品開発部会

1 事業趣旨

「玉島着地型観光商品開発認定事業」は、玉島の集客力を高め宿泊や周遊を促進する事業や来訪者の満足度を高める事業、玉島の観光エリアとしてのブランドを向上させる事業の提案を募集し、効果が期待できる事業を認定・支援する制度です。民間事業者の皆様の創意による"玉島ならではの資源"を活かした観光商品開発事業を募集します。

2 対象事業

- (1) 玉島に根付く文化に触れる滞在コンテンツ(体験プラン等)の開発事業 (※1)
- (2)「玉島ならではの資源」を活用した新商品の開発や既存商品を改良するための研究・開発事業 (※1)(※2)
- (※1) 令和4年2月28日までに実績報告及び収支決算報告を行うことができる事業に限ります。 (※2) 対象となる経費は、工具器具費及び原材料費に限ります。

3 対象者

玉島に主たる事務所または事業所を有する法人、団体及び個人事業者

4 補助率等

- (1)補助率補助対象経費の3分の2以内
- (2)補助上限 10万円

5 募集期間

【募集】 募集期間:令和3年10月20日(水)~11月26日(金)【必着】

6 支援内容

- (1) 助成金の交付
- (2) 観光情報(観光施設・宿泊施設・イベント等)の提供
- (3) 観光写真等の素材提供

【注意事項】事業の成果品等に認定マーク (「たまべえ画像」もしくは「たまべえロゴ」) 使用できます。





7 審査

申請された書類をもとに、着地型観光商品開発部会で書類審査を実施します。なお、審査については、以下の項目について評価を行い、評価された点数の合計が6割に満たない場合は、採択しないものとします。

- (1)独創的な特徴や話題性がある企画内容であるか
- (2) 玉島の認知度を向上させる効果が期待できるものであるか
- (3) 玉島への来訪者・滞在者にとっての支援となる内容であるか

- (4) 玉島の集客関連産業への波及効果が期待できるものであるか
- (5) 今後の発展性や自立性が期待できるものであるか

8 申請手続き

申請に当たっては、「玉島着地型観光商品開発認定事業支援要綱」に定める事項を遵守してください。

(1)申請書類

- ①玉島着地型観光商品開発認定事業申請書(第1号様式)
- ②事業企画書(第2号様式)
- ③収支予算書(第3号様式)
- 4)見積書
 - ※ 申請書類①②③は、所定の様式に記入し提出してください。④の様式は任意です。
 - ※上記の書類のほか、必要に応じて追加資料をご提出いただくことがあります。
- (2) 提出方法・お問い合わせ先

郵送にて必要書類を送付してください。

【提出先・お問い合わせ先】

文化のかおるまち玉島実行委員会「着地型観光商品開発部会」(玉島商工会議所) 〒713-8122 倉敷市玉島中央町 2-3-12 電話:086-526-0131 FAX:086-525-0230

9 事業の実施にあたって

- (1) 事業実施にあたっては、定期的に進捗・実績の報告を行ってください。
- (2) 事業完了後、14日以内に「実績報告書」を提出し、事業で製作した成果品等を提出してください。

10 支援決定の取り消し

- (1) 申請書や報告書に虚偽があった場合
- (2) 申請内容を変更(中止を含む) した場合
- (3) 申請事業者から支援を辞退する旨の申し出があった場合
- (4) その他、会長が取り消す必要があると認めた場合

11 手続きの流れ

手続き		時期
申請者	当実行員会	ניסיל ניא
	募集開始	10月20日(水)~
申請書類の提出 (第1・2・3 号様式ほか)	受理	~11月26日(金)
	審査	11月29日(月)~12月1日(水)
受理	支援内容決定の通知 (第4号様式)	12月2日(木)~12月3日(金)
事業の実施	事業支援	~事業終了まで
報告書類提出 (第5・6 号様式ほか)	確認審査	令和4年2月28日(月)